



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	一般社団法人 全日本鹿協会 年会費		
年 月 日	25年 8月 1日~	年 月 日	金 額 6,550 円

会の趣旨・目的	鹿の保護管理及び資源としての持続活用を図るため、会員活動の支援や会員相互の連携強化等に努め、鹿と人間の共生を目指す。
会の活動内容等	・ 鹿に関する調査研究、情報の収集及び提供 ・ 鹿に関するシンポジウム 講演会の開催
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や意見などを、県施策等に反映させる。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかかるとの事	6550 円	100 %	6550 円

## 振替払込金受領証・振替受付票

総合

取扱年月日	07-08-01	取扱時刻	11:57	摘要	
取扱店番号	23357	処理通番	N009	被代行店番号	

請求種別

電信払込み

受取先口座番号 10910 - 18752551 お受取人おなまえ 一般社団法人 全日本鹿協会 様

送金元口座番号 送金元おなまえ ヨツモト ヤスヒサ 様

送金金額 \*6,000 円 料金(税込) \*550 円 特殊取扱料金(税込) 円

合計金額 \*6,550 円

税込料金合計 \*550 円 内消費税(10%) \*50 円

通知番号桁数 桁 払出明細番号 号 受入明細番号 3 号

ご依頼人おとところ

ご注意

- この受領証(受付票)は、お取り扱いの証拠ですので大切に保管してください。
- 口座番号の先頭の数字が「0」の場合は振替口座、「1」の場合は総合口座です。
- 振替口座を送金元口座とする電信振替をご利用の場合、振替受払通知票を添付請求書としてご利用ください。

(取扱店)

印紙税申告納  
付につき麴町  
税務署承認済

登録番号: T5010001112730

(お客様主控)

千代田区丸の内2-7-2 チ 34630(2024.11・TE)

JP ゆうちょ銀行

一般社団法人全日本鹿協会定款(案)の詳細は、次のとおりです。

## 一般社団法人全日本鹿協会定款(案)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本鹿協会と称する。英名は、JAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全鹿協(JDS)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿の保護管理及び資源としての持続的活用を図るため、会員活動の支援や会員相互の連携強化等に努め、鹿と人間の共生を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿及び鹿の資源的活用に関する調査研究、情報の収集及び提供
- (2) 鹿の棲める森づくり活動
- (3) 鹿に関するシンポジウム、講演会、講習会及び海外研修の開催
- (4) 鹿による地域活性化のための関係団体との連携活動
- (5) 鹿に関する国際交流
- (6) 機関誌等の刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の事業に賛同する者又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員(個人・団体)
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き 2 年以上納入しないとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(届出)

第 11 条 会員は、その氏名(会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名)、住所(会員が団体の場合にはその所在地)に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(会員名簿)

第 12 条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した会員名簿を作成する。

#### 第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、少なくともその開催の 2 週間前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、理事会が定める特定の日までに、書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる。この場合、当該議決権の数を第 19 条の議決権の数

に参入する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面(電磁的方法による意思表示を含む。)を提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の場合において、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員配置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を事務局長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び事務局長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、兼務することができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により、その職務を代理する。

4 事務局長は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統括して会務を処理する。

5 理事長、副理事長及び事務局長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 増員として選任された理事は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 29 条 役員報酬(無報酬を含む。)は、総会の決議をもって定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員)

第 30 条 この法人は、理事会の決議によって、正会員のうちから評議員を選任することができる。

2 評議員は評議員会を構成し、理事会を補佐し、理事会に助言を行う。

3 評議員の員数、任期、報酬等については、理事会の定めるところによる。

(顧問)

第 31 条 この法人は、事業の質の向上と円滑な遂行を図るため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者又はこの法人に功労があった者に理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

4 顧問は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職  
(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条(理事会の決議の省略)の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)



第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月4日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調査打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 8月 4日 9時30分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A09508-041203-105038 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 8月 4日 20時 8分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A09508-041203-105939 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
	046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

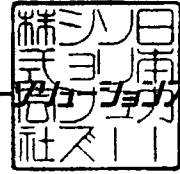
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和 7 年 8 月 5 日~令和 年 月 日	金 額	25,423 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720 円) からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた 50,847 円の 1/2 相当額を充当する。</p> <p style="text-align: right;">(7 年 4 月 整理番号 7-1 (参照))</p>	
<p>2025-08-05   200   *60,720 トヨタヨウセンチャリ- (カ)</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847 円	1/2 %	25,423 円



日本カーエコーシステム株式会社



四本康久 様

〒 420-0853  
静岡県 静岡市葵区  
追手町  
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0000984YA000984

部署 静岡支店営業チーム  
電話 054-205-2641  
担当

2025年 7月 15日

口座振替通知書

請求書No. [Redacted]  
請求先コード [Redacted]

金融機関名 [Redacted]  
支店名 [Redacted]  
種目・口座 [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
内リース料等 ¥60,720	2025年 8月 5日	口座振替
内消費税等 5,520		
内消費税等 5,520		

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ： 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率%	備考
[Redacted]	220621	39	48	リース料 7/8分 [Redacted]	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520		
仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。					60720	5520		55200 (税抜)

ページ小計 -->

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通信欄



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代「月刊廃棄物 25年8月号」		
年月日	令和7年8月6日~令和 年 月 日	金額	2452 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-08-06	23432	A93190007
取扱店	7ツノミヤジ ヨウホク	
払込口座	*2,300	料金額 *152
振替受付票	振替の証拠となるものに保存して下さい。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)	
入金額	*10,452	
おつり	*8,000	
ゆうちょデビット 新規ご入金＆ご利用で現金500円プレゼント!		

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

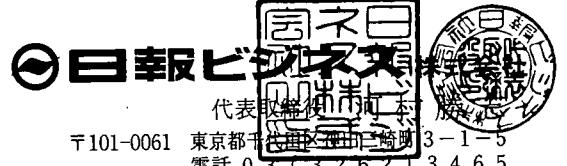
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2452 円	100%	2452 円

請求書

2025年 7月31日



四本 康久 様



〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5  
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183  
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257  
口座名義 ニッポウビジネス (カ)  
振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。  
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 [Redacted] お問い合わせ番号: [Redacted]

お支払い期限: 25/09/26

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。
- 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います、

お知らせ  
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	2,300円

品名	数量	単価	金額	区分
◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 2025年8月号	1		2,200	1
送料	1		100	1
内消費税等			(209)	

区分: 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

適用税率は10%です。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山須走口調査		
年月日	25年8月6日~25年8月7日	金額	2520円

目的	富山須走口調査
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	富山須走口登山道調査及びかみ小屋からの意見と 具施策に反映させる

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。  <b>利用証明書</b>                    NEXCO中日本お客さまセンター                  0120-922-229                  登録番号：T4180001056169                  料金所(自) 新富士                  料金所(至) 新御殿場                  25年 8月 6日 22時52分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,260-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1                  ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号                  A09508-061203-107131 <b>確</b>                  ※本利用証明書はETC利用照会サービ                  スで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  <b>利用証明書</b>                    NEXCO中日本お客さまセンター                  0120-922-229                  登録番号：T4180001056169                  料金所(自) 新御殿場                  料金所(至) 新富士                  25年 8月 7日 17時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,260-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1                  ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号                  A09508-071203-107833 <b>確</b>                  ※本利用証明書はETC利用照会サービ                  スで印字されたものです。</p>
---	--

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にか かきものにお子	2520 円	/	2520 円
		100 %	





領 収 証

四本康久 様 25年8月12日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

四本康久 様 25年8月13日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

但し 駐車料金と記

領 収 書

Receipt 様  
領収年月日 2025. 8. 12 登録番号: T3180001031569  
金額 ¥3,280 (消費税等込み) 税 10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類  
(30262 1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
新富士駅MV803発行 40263-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

8/12 新幹線 新富士～掛川

領 収 書

Receipt 様  
領収年月日 2025. 8. 13 登録番号: T3180001031569  
金額 ¥3,280 (消費税等込み) 税 10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類  
(40046 1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅-MV発行 50047-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

8/13 新幹線 掛川～新富士

# 領収書

四本 康久様

発行日: 2025/08/12  
明細番号: #0015002025080456  
発行元: 株式会社KTSホスピタリティ  
登録番号: T1080401013451

¥11,000- (税込)

上記正に領収いたしました

10%対象税込計(うち税)

11,000 (1,000)

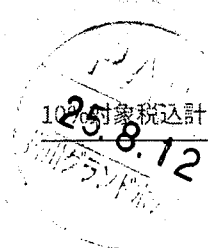
掛川グランドホテル

〒436-0028

静岡県掛川市亀の甲1丁目3-1

TEL: 0537-23-3333

収入印紙



# ご利用明細書

四本 康久様

ご宿泊期間: 2025/08/12~2025/08/13

備考

ご利用日	部屋名	ご利用明細/支払い方法	単価	数量	ご利用金額	お預り金額
08/12	701	宿泊費	11,000	1	11,000	
		現金	11,000	1		11,000

※は軽減税率対象商品

10%対象税込計(うち税)	11,000(1,000)	ご利用金額(税込)	¥11,000
		お預り金額	¥11,000
		ご請求金額	¥0

ふじのくに県民クラブ 夏季研修会の開催について

会長 四本康久

会派夏季研修会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

- 1 日時 令和7年8月12日(火)、13日(水)
- 2 集合 掛川駅南口 11:50  
もしくは浜岡原子力発電所現地集合 12:40
- 3 行程 13:00~13:30 浜岡原子力発電所視察概要説明  
13:30~14:00 防波壁、改良盛土(西工区)視察  
14:00~15:20 1・2号機 廃止措置視察  
15:20~16:00 海拔30m・海拔40m高台、ガスタービン発電機  
緊急時対策所、乾式貯蔵施設建設予定地等視察  
16:40ごろ 掛川駅到着・ホテル着  
※掛川グランドホテル 7人  
くれたけイン掛川 4人 計11人  
17:30 会派懇親会  
9:00~12:00 会派研修会(会場: JAM 静岡会館)

4 その他

- ・ 浜岡原子力発電所視察に必要なもの(別紙)をご用意ください。
- ・ 浜岡視察の方は、事前に防護服と靴のサイズを報告する必要が出てきました。  
防護服は1サイズ大きめを申告してください。
- ・ 宿泊は下記のように計画しています。(すべて禁煙ルーム)  
掛川グランドホテル: 四本・阿部・曳田・田口・伴・伊藤・杉山  
くれたけイン掛川 : 沢田・松井・山田・菅沼
- ・ 電車利用される方は下記を参考にしてください。

	静岡駅→掛川駅	浜松駅→掛川駅	天竜二俣駅→掛川駅
新幹線	11:21……11:34	11:25……11:37	天浜線 10:44……11:44
在来線	10:52……11:37	11:08……11:34	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月19日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 8月19日 12時11分	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 8月19日 18時 9分
	通行料金 ¥1,060-  (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A11508-193502-582239 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	通行料金 ¥1,060-  (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A11508-193502-584433 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7-8	払込金額	¥6058	うち消費税等相当額	円 550
ご契約	戸数	力率又はマイコン節約率	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
40 A			180		
ご使用期間					お名前変更
7月9日~8月7日					ご契約変更
					月 日

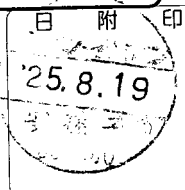
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用契約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様

お支払期限日	9月8日
--------	------

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7-8	払込金額	¥7234	うち消費税等相当額	円 657
ご契約	戸数	力率又はマイコン節約率	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
4 kW			130		
ご使用期間					お名前変更
7月9日~8月7日					ご契約変更
					月 日

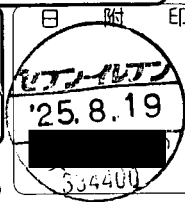
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用契約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様

お支払期限日	9月8日
--------	------

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・朝日・岳南朝日・富士ニュース・農業新聞) 8 月分		
年月日	令和 7 年 8 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金額	12,357 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集																														
使途	令和7年8月購読料																														
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする																														
<<領収書貼付枠>>  <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">静岡新聞</td> <td style="width: 15%;">3,300 円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>朝日新聞</td> <td>4,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td>977 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td>980 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td>3,100 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><hr/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,357 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300 円			朝日新聞	4,000 円			岳南朝日新聞	977 円			富士ニュース	980 円			農業新聞	3,100 円			<hr/>				合計	12,357 円		
静岡新聞	3,300 円																														
朝日新聞	4,000 円																														
岳南朝日新聞	977 円																														
富士ニュース	980 円																														
農業新聞	3,100 円																														
<hr/>																															
合計	12,357 円																														
10   07-08-25   200   *12,357   シンフ"ンタ"イ																															

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,357 円	/	
		100%	12,357 円



領 収 書

様

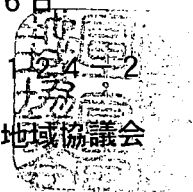
金 3,800 円

議員との意見交換会参加費として領収いたしました。

2025年 8月26日

富士市永田町1丁目

連合静岡 富士・富士宮地域協議会



支払者 四本康久




支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和7年8月27日	~ 令和 年 月 日	金 額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠<<	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 8月27日 13時19分	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 8月27日 17時 7分
	通行料金 ￥1,060-  (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A12508-270467-051034 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	通行料金 ￥1,060-  (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A12508-270467-052339 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県東部電力総連「労使交流会」意見交換		
年月日	25年8月28日～	年月日	金額 1320 円

目的	静岡県東部電力総連 労使交流会 参加
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	交流会を通じて得た意見等を今後の県施策に 反映させる。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 富士 料金所(至) 沼津 25年 8月28日 16時44分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥660-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A12508-280467-052932 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 沼津 料金所(至) 富士 25年 8月28日 19時34分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥660-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A12508-280467-053732 (確)</p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	---

046


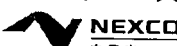
案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1320 円	100 %	1320 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月29日	~令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠<<	
ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 25年 8月29日 12時 3分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A12508-290467-054333 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 25年 8月29日 18時49分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A12508-290467-054937 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

《領収書貼付枠》

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	27479 円	1/2 %	13739 円

# EneJet ドトール

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/08/03(日)14:02

V会員 様  
レギュラー  
021000 ¥4580  
27.26L @168.0 L-4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,580  
(10%対象 ¥4,580)  
内消費税 ¥416  
合計 ¥4,580  
お預かり ¥10000 お釣 ¥5420  
上記にて領収書とさせていただきます  
V会員:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能ポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認下さい。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.3257 担当:0001  
POS番号01  
2025/08/03 釣銭伝票No.0807

## おつり引換券

2025/08/03(日)14:02  
金釣銭金額 ¥5,420  
2025/08/03 釣銭番号 0807

2800807054200



# EneJet ドトール

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
登録番号:T2080101011309  
2025/08/06(水)14:37

V会員 様  
売上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥2780  
16.55L @168.0 L-4 N-10  
割引適用(022900)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,780  
(10%対象 ¥2,780)  
内消費税 ¥253  
合計 ¥2,780  
お預かり ¥4000 お釣 ¥1220  
上記にて領収書とさせていただきます  
V会員:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能ポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認下さい。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.7031 担当:0001  
POS番号01  
2025/08/06 釣銭伝票No.1505

## おつり引換券

2025/08/06(水)14:37  
金釣銭金額 ¥1,220  
2025/08/06 釣銭番号 1505

2801505012202



# ENEOS

## 納品書(領収書)

2025年08月08日 20:11

売上  
V会員 様  
6-481138-49992-000  
現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P07  
数量 17.69L \*  
単価 (169円) ¥2,990

合計 ¥2,990  
(消費税10%対象 ¥2,990)  
内消費税等 ¥272  
お預り ¥5,000  
お釣り ¥2,010

V会員番号: [Redacted]  
V会員:基本P P  
特別P P  
今回計 P  
利用ポイント P  
利用可能ポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

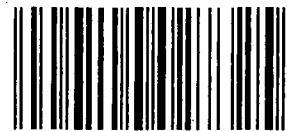
株式会社 ENEOSウイング  
沼津バイパス上りTSセルフ  
静岡県 沼津市東権路37-2  
TEL:055-929-7121 SS-481138  
登録番号:T6180001016088  
レシートNo 2732-03  
デ-タNo4384-4386  
100EW 2025/08/08

## お釣引換券

2025年08月08日 20:11

預り金額 5,000円  
釣銭金額 2,010円

受付No 2732



# EneJet

## 領収書

岡重(株)  
EneJet宮原SS  
静岡県富士宮市宮原387-1  
TEL:0544-66-8500  
登録番号:T2080101011309  
2025/08/14(木)17:13  
V会員様

売上 V会員  
レギュラー  
021000 ¥4040  
24.05L @168.0 L-3 N-7  
割引適用(022900)  
3円/L.個 割引済み

小計 ¥4,040  
(10%対象 ¥4,040)  
内消費税 ¥367  
合計 ¥4,040

お預かり ¥5000 お釣 ¥960  
上記にて領収書とさせていただきます  
Vポイント:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能Vポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。

No.5727 担当:0001  
POS番号01  
2025/08/14 釣銭伝票No.2337

### おつり引換券

2025/08/14(木)17:13  
釣銭伝票金額 ¥960  
2025/08/14 釣銭番号 2337  
2 802337 009606



# EneJet

## 領収書

日星コーポレーション(株)  
EneJet昭府町SS  
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7  
TEL:054-266-7581  
登録番号:T3080001003999  
2025/08/20(水)21:02  
V会員様

売上 V会員  
レギュラー  
000260 ¥4220  
24.97L @169.0 L-3 N-7

小計 ¥4,220  
(10%対象 ¥4,220)  
内消費税 ¥384  
合計 ¥4,220

お預かり ¥5000 お釣 ¥780  
上記にて領収書とさせていただきます  
Vポイント:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用Vポイント P  
利用可能Vポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントカードにポ  
イントが加算されないことがありま  
す。詳細はtsite.jpにて  
ご確認ください。

毎度ありがとうございます。  
もう、ご存知でしょうか?  
EneKeyのご利用で  
スピーディー、簡単給油が可能に!  
営業時間 7時~22時  
No.4514 担当:0090 昭府町SS  
POS番号01  
2025/08/20

# ENEOS

## 納品書(領収書)

2025年08月24日 17:40

売上  
V会員様  
6-481138-49992-000  
現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P07  
数量 27.36L \*  
単価 167円 ¥4,569

合計 ¥4,569  
(消費税10%対象 ¥4,569)  
内消費税等 ¥415

お預り ¥5,000  
お釣り ¥431  
V会員番号: [Redacted]  
Vポイント:基本P P  
特別P P  
今回計 P

利用ポイント P  
利用可能ポイント P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認ください。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 ENEOSウイング  
沼津バイパス上りTSセルフ  
静岡県 沼津市東権路37-2  
TEL:055-929-7121 SS-481138  
登録番号:T6180001016088  
レシートNo 1582-03  
テ-ルNo5134-5136  
100EW 2025/08/24

### お釣引換券

2025年08月24日 17:40

預り金額 5,000円  
釣銭金額 431円

受付No 1582



# ENEOS

## 納品書(領収書)

2025年08月29日 20:37

売上  
V会員 様  
6-481138-49992-000  
現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P07  
数量 25.75L \*  
単価 167円 ￥4,300

合計 ￥4,300  
(消費税10%対象 ￥4,300  
内消費税等 ￥391)  
お預り ￥5,000  
お釣り ￥700

V会員番号: [REDACTED]  
Vポイント: 基本P [REDACTED] P  
特別P [REDACTED] P  
今回計 [REDACTED] P

利用ポイント [REDACTED] P  
利用可能ポイント [REDACTED] P  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

株式会社 ENEOSウイング  
沼津バイパス上りTSセルフ  
静岡県 沼津市東椎路37-2  
TEL:055-929-7121 SS-481138  
登録番号: T6180001016088  
シートNo 3422-03  
デ-5No1433-1435  
100EW 2025/08/29

## お釣引換券

2025年08月29日 20:37

預り金額 5,000円  
釣銭金額 700円

受付No 3422



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明・聖教新聞) 8月分		
年月日	令和7年8月31日	～令和 年 月 日	金額 4,204円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和7年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

**新聞購読料 領収証**

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2025年8月分(8/01~8/31) 領収日 8月31日

領収金額 **¥4,204**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

**その他購読料等 領収証**

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

消費税 0円  
消費税 4,204円  
消費税 311円

※は軽減税率対象品目です。

販売店 登録番号:T6810809785041  
住所 富士宮市上柚野1-2  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. XXXXXXXXXX

新聞購読料 領収証  
四本 康久

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,204円	100%	4,204円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版) 8 月分		
年月日	令和 7 年 8 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,487 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和 7 年 8 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

四本康久 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2025 年 8 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)  
日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

8/31

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,487 円	100%	4,487 円



令和7年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	19800 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	46200 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	19800 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	39600 円	[REDACTED]
	[REDACTED]	19800 円	[REDACTED]

18時間×1,100 円

42時間×1,100 円

18時間×1,100 円

36時間×1,100 円

18時間×1,100 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (7月分)		
年月日	令和 7年 9月 1日 ~ 令和 年 月 日	金額	4832 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>>  ※支払合計額 10456 円 ...①  ※除外分【合計720円(税込み792円)】...② { あんしんセキュリティ利用料 200円 ケータイ補償サービス 500円 あんしん遠隔サポート利用料 400円 あんしんパックモバイル割引 -380円 }  ※政務活動費請求対象額 = (①-②) = 9664 円  12   07-09-01   200   *10,456 ト"コト ケイジ	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9664 円	1/2 %	4832 円

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計) 6,650	6,650	5Gギガホプレミア	合 算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	20.1G
			合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,832	132	5G・SMS通信料	7月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,024	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計) 950	950	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 10,456	① 10,456	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	25年4か月となりました。
		○ご利用料金に対する獲得ポイントはdポイントクラブ	サイトの「ポイント獲得・利用履歴」か
		らご確認ください。	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。